

# 研究通信

刊会局部室  
1985年5月研究会  
農務人研究会  
村事信州大学旭川市松本市  
TEL 0263 65 4600  
内線 3152

## 共通課題をめぐつて

慶應義塾大学 高山 隆三

宿題委員会などの討議があり私が報告することになったが、本日は「土地利用秩序と村落の土地管理機能」という共通課題について問題提起に限定せざるえないものである。さて、なにを問題にしたらよいか。

昭和六〇年四月一三日、東京の中央大学会館において本年度第一回研究会が行なわれた。報告は、高山隆三会員の「共通課題をめぐって」と辻雅雄氏（農水省農業研究センター）の「土地利用問題と対策」であって、報告は各一時間、討論一時間、およそ三時間にわたりものであった。以下に報告と討論要旨を掲載することにする。

出席者は

小池基之、高橋正郎、東敏雄、渡辺正、松田苑子、荒樋豊、有馬洋太郎、岡本圭嗣、重岡徹、柄沢幸雄、吉沢四郎、辻雅雄、高山隆三、皆川勇一、三本松正之、島崎稔、高橋明善、安原茂、黒崎八洲次良（順不同）。

司会は吉沢四郎会員がつとめた。報告者の一人、辻雅雄氏は御多忙のなかを充実した報告をいただいた。付記して謝意を表したい。

七〇年代後半から八〇年代の日本農政は中核農家を中心とする土地集積や規模拡大、あるいは農地法、農振法、土地改良法などの改正による土地利用秩序の再編成を、集落によって合意形成をはかりながら推進していく方向を打ち出したのである。そして、その大枠は「八〇年代の農政の基本方向」と「八〇年代の農政の基本方向の推進について」において明らかにした。これらを通じて農政の基本方向と推進において、なにが問題になつたのかを紹介するところから始めよう。要約すれば、地域農業集団の育成とそれによる経営規模拡大、農用地等の効率的総合的利用の増進をはかるために集落および地域の協定制度を創設したこと、里山の活用をはかることなどである。里山の活用はここでとり上げないことにして、前者に焦点を合せることにする。すなわち、地域の當農上と生活環境上の課題について農業者が連帶して対応してゆく。その手法として集落内の地権者や利用者がその同意によって自主的に協定を締結していく。そして、これは結局土地利用について集落内の合意をえて行く。

農業者によって協定をすすめて行くための下支えの措置として集会費などの補助金をだす。農業用施設を集落内にどう配置して行くのか、例えば畜舎をまとめておくとし、その場所について合意がえられたとき所有者と借受者とがどうするのか、その際の代替地を集落内にどうするかなど、それらについて集落内で協定を結んでゆく。その土地利用の集落内協定はある程度の法的根拠をもつようになつた。農振法の改正はそのための要件の細部にわたる措置をなし、とくに、その効果は承継人におよぶとした。そして、農業用の用排水施設や集会施設の集落での維持管理についても協定を結ぶこととした。

この協定についての市町村長の承認——設定制度を設けることとしたのである。

農地法の改正は、第一に利用権設定などの促進事業、つまり、貸借中心の農用地流動化の措置、第二に農用地利用改善事業、すなわち、協定制度によって集落機能を活用して作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善など——農用地の有効利用を促進する事業を政策的に取り上げる。第三に、合理的な生産組織をつくってゆくなどの措置をした。そして関係者による集落の農用地利用規程を作成し、これを市町村の農用地利用増進計画にドッキングする——県、地方農政局、農林水産省へとつないでゆくというのである。

土地利用について協定をもつて一つの方向性を整備してゆくといふ動きがでてきたのである。それについてはさらに資料がある。自民党的関係団体の五八年一月一七日の「土地利用型農業の推進」は「農用地の利用調整とそれとともに水の有効利用、これを行なうために地縁的な農業集団である地域農業集団を広汎に育成してゆく。

意欲ある中核農家と兼業農家との連帯を確保しながら集団的な土地利用調整活動を行なわせる。」すなわち、集団的な土地利用調整活動が一つの政策対象あるいは目標として登場するのである。

五八年九月に松本事務次官のもとでの農村計画制度研究会の中間報告があつたが、それは先述の自民党的構造改革派の意見と重なる点が多い。そして、ここでも「地域農業集団の育成——集団的土地利用調整活動」が眼目であつた。ここに「土地と村落」という今日の問題が所在すると、私は考える。

農政が村落をとらえる、そのとらえ方として土地利用計画、土地利用秩序に関する集落協定、土地計画推進母体として村落の土地管理に依拠してゆこうとする姿勢の問題である。本年度の共通課題設定の意図には土地をめぐる農政と村落があり、土地と村落への収斂がある。つまり、本年度課題の切り口として土地と村落が提起されたのである。もともと、共同体論を考えなければならないことは言うまでもない。

問題を整理すると、村落の土地管理機能そのものについての現状の認識が明らかにされねばならないことになる。村落の土地管理機能とはなにか。他面、土地管理機能が低下したというが、村落が土地管理機能をもっていたとすれば、それをもつにいたった基礎、あるいはこれを果させる要因はなにであるのか。それらの諸条件が明らかにされなければならない。そして、その機能低下というのであれば、それを低下せしめている諸条件はなんであるのか。さらに、村落の土地管理機能が果そうとしている目的は歴史的にどうであったのか。川本彰氏の「領土論」——土地管理機能は、今日、どうな

つてゐるか。

前提としての土地利用秩序とはなにか。この秩序をなんらかの法的、集団的合意あるいは政策的誘導を通じて形成されなければならぬとすれば、その際、なぜ、土地利用秩序が政策的、法的裏うちを必要とするのか・・・秩序が問題となり、必要となるのはなぜか。そのための手法をどう考えたらよいのか。

国土利用計画、総合計画、線引き、農振法、市街化調整区域・・・などがある。こうしたことを行なわなければならないのは、なぜか。土地という商品の最適利用秩序が市場メカニズムによって形成されるのであれば、市場経済原理にまかせておいてよい、ということになる。しかし、これをなんらかの法的、政策的立場で考えなければならぬとすれば、土地財産権、すなわち、土地についての私的所有と土地そのものがもつてゐるであろう社会性、公共性との間の矛盾・対抗関係を規制することが必要になるということではないか。土地所有権が資本制に包摂され、支配・従属されるのであれば、矛盾・対抗関係は地代において処理されるはずである。しかし、土地が資本によって生産されないかぎり、土地所有権の自由に対する制限あるいは利用権の保護が強化されてきたというプロセスがあつた・・・資本總体にとっての土地利用秩序のあり方が市場経済的には処理しきれない側面、すなわち、土地の有限性と自然的といつてよい供給独占といった問題からつねに生みだされる根拠があり、それに対して土地立法的な規制が必要とされてきたのではないか。

現在、国や地方公共団体などの公的機関の介入を通じて、時には機的、あるいは市場から乱的な土地取引を規制したり、土地のスプ

ロール化を阻止する——資本總体にとっての、なんらかのあるべき土地利用秩序・制度を形成してゆく。もう一つ、資本と土地所有との対立関係が、資本・賃労働の関係によって形成されてきた近代の基本的人権のみでなく生存権確保の思想にもとづく自己の労働力、あるいは市民的生存権を保障する基盤としての土地利用秩序が新たに形成されることを要請されてこざるをえない、ということがある。この意味において「土地」というもの、すなわち資本としてのみならず生存権の物質的基盤としての土地、生存の条件としての（土地利用の）秩序だけ、こういう傾向が先進諸国において増大してきている。つまり、そこでは土地の配分・利用のメカニズムを公共的に決定して行くメカニズム、これをつくってゆかざるをえないということが現代的な課題となつてゐる。

本来的に私的独占・私的所有の対象たりえない「土地」に資本制のもとで私的所有が貫徹しているが故に、公的権力が介入せざるをえないのではないか。「土地」商品の特性は移動不能、消滅しない、資本によって再生産されえない、種々の自然的条件を属性とするなどである。この特性から土地市場についても特殊な諸条件が導き出される。土地商品は使用価値からみると多様性をもつ。つまり、多目的的な利用可能性をもつてゐる。目的に応じて同一の土地でありながら利用可能性がちがつてくるので、利用目的に応じた市場が形成され、多重的な使用可能性があつて、その影響をうけて価格形成がなされるのである。

土地市場はその市場圏が必ずしも広くはない。とくに、農地の場合は市場圏が狭隘であり、分散錯亂制の場合は完全市場ではないと

思つ。一つの物件をめぐって重層的に相異なる市場が形成され、他方、現実的には競争が制限されている。さらに自然的な供給独占が加わるので土地価格の形成原理は、収益換算による地価、すなわち、地代・利子率換算による地価形成という面と供給独占あるいは所有独占による支拂能力にもとづく価格形成という面、この両者をつねにもたざるえないという性格をもつ。例えば、農地については基本的に収益換算という形での地価形成が考えられるが、宅地については供給独占のそれが問題になる。後者は土地の資産化、あるいは土地持ち労働者という問題を生むのである。

もう一つ、マルクスが「大工業と農業」で「資本制生産の全製品は直接直前の貨幣利得を目あてとしている。こうしたことは相つながら数世代の人間の恒常的生活諸条件全体を処理する農業とは矛盾する」という。つまり、土地を相つながる数世代の人間の恒常的・・・ととらえている。そして「一社会全体、一国民いな同時代の諸社会をいっしょにした全体といえども、土地の所有者ではない。彼らは土地の占有者、用益者であるにすぎないのであって、土地の改良して次の世代に伝えなければならない」・・・だから、商品でありながら、資本では処理しきれない問題を土地が生みだす、ということになるのである。

しかし、現代日本資本主義において、なぜ集落と土地管理機能、土地利用秩序と集落とを合せて考えなければならないのか。集団的土地利用秩序が多くの論者や農政によって唱えられている。これは日本資本主義の特性であるのか。営農集団や地域農業集団をつくつ

て土地問題を処理してゆかなければならぬという条件をどう考えたらよいのか。

地代という形で資本主義的農地利用がなされれば、農業部面において集団的農地利用などが出でこないのかどうか。資本による土地の従属は日本の零細分散錯團制と零細經營のもとでは成立しない、あるいは成立する条件が現代日本資本主義のもとにはない故に出てくる措置としてとらえるべきなのか。それとも一部の人びとが言うよう、市場経済原理にもとづいて農業をもつと自由化してゆけば、集団的農地利用といった過渡的形態を経たとしても、やはり、個別経営的な形で農産物の商品化——自由競争を通じて土地集積が進んでゆくというメカニズムがはたらいてゆくはずである。つまり、これは農産物と市場の自由化の問題であるというのか。例えば、叶芳和氏に代表されるように。

もう一つの論点がある。それは、保志氏などが言うのであるが、資本の運動が日本農業の全面的崩落・解体を進めて行くなかで、集団的農地利用などが意味をもつのか、どうかである。あるいは、磯辺氏が言うように、日本的な零細農家の論理のなかで集団的農地利用、すなわち、自作農的農地所有を補完する集団的利用は、日本農業のこれから展望を開いてゆくと考えてよいかどうか、である。

再言するが、「土地利用秩序と村落の土地管理機能」という共通課題をかかげるとき、現在の農政の方向のなかに含まれているものから整理しておく必要があると思い、問題提起を試みたのである。

(文責、事務局)

# 土地利用問題と村落

農水省農業研究センター

辻 雅 男

本稿は、当面する土地利用問題と「村落」との関連性を、個別生産力の拡大という視点から考察する。

ところで、土地利用問題への接近方法には、短期的な接近方法と中・長期的な接近方法がある。そして、眞の土地利用問題の解決は、それらが有機的に運動して、はじめて可能になる。しかし、ここでは、現在、惹起している当面の「土地利用問題」という「痛み」をどう緩和し、解決するか、といった実践的、かつ短期的な視点からの考察を目的とする。

## I. 個別生産力の拡大と地域

### 1. 土地単位、経済単位、技術単位の乖離

一般に農業経営は経済合理性の論理を追求する収益追求の側面と技術合理性の論理を追求する生産力追求の側面、換言すれば経済単位としての側面と技術単位としての側面を持つ經營体であり、しかもこの両単位は一定の土地面積規模、すなわち土地単位の上で、一つの意志決定主体によって有機的に統合される（拙稿「個別経営の生産力拡大と地域複合化」、金沢夏樹編著「農業経営の複合化」地球社、所収）。

従来、この有機的な統合は個別経営の枠内で確立されていた。すなわち、個別経営主体のもとで自己完結性を保持していた。しかし、

近年、その確立が個別経営の枠内では困難になってきている。その点を、わが国農業経営の今日の特徴として把握すれば、それは第一に、収益追求の静態的過程である土地、労働、資本の適正比例およびその動態的過程である經營面積規模と集約度の併進といった個別經營における収益追求の基本的機構が個別経営の枠内では機能できなくなってきたこと、すなわち収益追求のための自己完結性が維持できなくなってきたことであり、そして第二に、肥力均衡、地力維持といった土地豊度の維持、存続、就中、自然生態系の維持、存続が個別経営の枠内では機能できなくなってきたこと、すなわち生産力追求のための自己完結性が維持できなくなってきたこと等である。

このように、現在、個別経営は自己完結性の実現、いいかえれば個別経営における経済単位、技術単位、そして土地単位の有機的統合が崩れ、それが乖離したのである。なかでも、土地単位との乖離が顕著であり、ここに、今日の個別生産力拡大に伴う今日の土地利用問題の根源がある。

### 2. 個、集団、地域への展開

こうした状況下で、今日、個別経営が独自の力で、その拡大再生産を図ろうとしても、その枠内では困難であり、もしそれ以上の農業生産力の展開を期待するならば、個別経営の枠を越えた何らかの組織的対応が必要になってきている。そしてその組織的対応は個から集団へ、集団から地域へと、その地理的、社会的、経済的範囲を拡げてきているのである。

ところで、この組織的対応には、二つの方向がある。一つは協業組織といった機能集団によって個別経営の自己完結性を追求する方であり、もう一つは地域農業の組織化の中で、個別経営の自己完

结构性を追求する方向である。この両者の相違は、第一に、前者は「個・團・集・團」という組織的枠組みの中で自己完結性を追求する方向であるが、後者は「個と地域」という組織的枠組みの中で自己完結性を追求すること。第二に、前者が同一・単数目標をもつたほぼ同質の二戸以上の個別経営の協働体系によって運営される組織であるのに対して、後者は特定の土地の広がりの範域に立地する異質な農家群の複数・異質目標を達成するための組織であること。

第三は、前者では組織運営上の意志決定に個別経営が直接参加できるのに対して、後者では間接的な参加であり、直接の意志決定は地域主体と呼ばれる第三者機関に委ねられる場合が多いこと、等々である。

村落は、現在、この「個と地域」をめぐる「地域」として、とりわけ土地利用問題をめぐる「個と地域」として、考察対象になつてゐるのである。

## II 現代における「地域」概念

### 1. 「地域農業論」における「地域」概念

それでは、今日の「個と地域」をめぐる「地域」とは、どのような特徴をもつたのであらうか。つぎに、その点を考察する。そのためには、ここでは、最近の主要な「地域農業論」をとりあげ、それが何故「地域」を問題にするのか、いいかえれば「地域農業問題」をどう認識するのかという視点から、それらを①自然循環生態系説、②経営機能分化説、③経営複合化説の三つに分類し、その特徴をみるとする（拙稿「地域農業論の動向と課題」、「農業経済研究」）

### (1) 自然循環生態系説

この説は、今日問われている課題は何かと問い合わせ、それは個別農家が限定された土地面積で高所得を獲得しようとすれば工業化（＝経済効率を価値基準とする経済主義）せざるを得ないが、この農業の工業化と、それが因となって結果する地力消耗、土壤汚染、公害の発生等々といった農業が本来機能としても自然循環や生態系の破壊との間の矛盾をいかに解決するかであるとする。そして、その解決、すなわち、農業が本来機能としても自然循環・生態系を維持することと農業の工業化とが同時併行的に追求できる「場」として「地域」を指定するのである。つまり、今日の「地域農業」の再編方向は、「地域」という「場」において、農業本来の自然循環・生態系のシステムの中に工業の論理を組み入れて、生産の組織化をはかることであり、その実現のためにには「地域」を統轄し、管理政策主体の形成と制度化が必要であるとする。そしてその政策主体としては、旧来の集落による「地域農業」の管理が崩れ去つたいま、制度的にも資金的にも「自治体」をおいて他にないとして、「自治体農政」を展望するのである。

このように、ここで問題認識は個別経営の経営効率追求という私経済活動すなわち農業の工業化によって必然的に惹起される地力消耗、土壤汚染といった外部不経済を「自治体」という「地域」空間の中で解消しようとするところにある。

(2) 経営機能分化説

この説は、資本主義社会における二つの法則、すなわち農民層分解と経営機能、職能の分化とをわが国固有の実態の中で運動させ、そこから農業発展の展望を「地域」に求めるといった点に特徴がある。つまり、わが国の現在の状況は農民層分解が、正常に展開せず

(両極分解の困難性)、中農肥大化やオール兼業化といった偏奇現象として着出し、本来わが国農業発展の中核として考えられていました。専業農家は一向に増加しない。この事実にもとづいて農民層分解による農業経営担当層の創出は困難であるという判断に立ち、その代替策を経営機能・職能の実質的分化に求め、その分化した経営機能・職能が統合でき、しかも農業発展が展望できるのは個よりも「地域」であるとする考え方である。そして、それが統合できるのは「市町村自治体」という「地域」であるとするのである。

### (3) 経営複合化説

この説は農業経営の本来的な経営形態は収益追求と地力維持といった二つの経営目標を同時に充足するテーア流の合理的な農業経営であって、その基本型は個別複合経営であるとする考え方だ。そしてその個別複合経営が崩れ去つたまゝ、それが実現できるのは「地域」であり、その「地域」範囲は「集落」程度だとするのである。

## 2. 「問題解決地域」とその条件

以上、最近のいわゆる「地域農業論」の動向を考察してきたが、ここで各説に共通する「地域」概念についてみると、それは「市町村自治体」、「地域営農集団」などのように、特定可能な「地域」概念になっていることである。これは従来の「地域」概念が分析手段としての「地域」概念であったのに対し、今日のそれはある問題を解決するための具体的な「場」としての「地域」概念である。したがって、ここでの「地域」概念の特徴は第一に、意志決定主体、なんなく「地域主体」とそれを実現するための「地域組織」の存在が不可欠になっていること。そして第二に、「地域」内容は従来

のそれが概して均質であったのに対し、今日のそれは異質であること、等である。

このようにみると、ここでの「地域」概念は従来の「地域」概念のうち組織が存在するという点において「結節地域」概念に類似するけれども、しかし意志決定主体の存在という点において異なる。その意味で、ここでの「地域」概念はいわば「問題解決地域」といえるのである。

以上みたように、ここで対象とした「地域農業論」の「地域」概念は、「市町村自治体」、「地域営農集団」といった具体的実態として、特定できる「地域」概念という点に特徴がある。それゆえ、ここでは、そうした地域を「問題解決地域」としての「地域」概念と規定する。しかし、これまで、そうした性格をもつ「地域」概念が具備すべき条件について、演繹的吟味はほとんどされていない。そのため「解決すべき問題」と「設定された「地域」」との間に、どのような論理的必然性（因果関係）が存在するかといった「地域」概念の核心部分が欠落してしまっている。

この点、筆者はつきの条件を具備した空間が現在必要とされる「問題解決地域」概念だと考える。

④ 土地単位としての空間（地理的空間の存在）：農業生産は本来的に面としての広がりを必要とする産業であって、点としての存在では永続性をもった農業生産は期待できない。したがって「一定の連続した土地空間」をもっていることが一つの条件になる（拙稿「圃場分散と圃場利用秩序」、「農業経営研究」46号所収など）。

⑤ 意志決定単位としての空間（社会的空間の存在）：個別経営の枠を超えた複数経営にまたがる問題解決のためには、「一定の調整

機能」の保持が不可欠になる。しかし、そうした「一定の調整機能」が期待どおりに機能できるためには、総意の吸みあげが可能になる範域であることが条件として必要になる。

④経済距離単位としての空間(通作距離空間の存在)・個別経営が生産活動するに当って、適正な距離範域であること。チュー・ネン流にいえば土地純収益マイナスにならない範域ということになる(密居集落を前提にして)。

一般的には以上の三空間の合同をもつて「問題解決地域」と規定できる。そして、この性格を体现する実態としての「問題解決地域」は現在のところ、つきの「地域」が考えられる。

- ①市町村自治体
- ②農協
- ③生産組織
- ④土地改良区
- ⑤「ムラ」(=集落)
- ⑥上記①～⑤の広域連合体

上記の「地域」は、すべて「問題解決地域」としての性格をもつ。したがって、この限りにおいて、「ムラ」を特別に意味のある「地域」として位置づける論理的必然性は存在しない(拙稿「資源(土地・水)利用の再編とその組織化方式」農林水産技術会議事務局「研究成果」156号、所収)。

### III 土地利用問題の内容と解決方向

#### 1. 土地利用の論理——「規範的土地利用論」——

それでは、つぎに、こうした「問題解決地域」としての「地域」と土地利用問題との関連性をみるとしよう。そのため、こ

こでは、まず、「土地利用問題」とは何にかを、「規範的土地利用論」の視点から考察する。

#### (1) 土地利用の定義と体系

筆者は、土地利用を「人間が使用価値形成のために土地に働きかける在り方である」と規定する。そして、土地利用は、その在り方の違いによって、三つに分類できる。すなわち小土地利用、中土地利用、大土地利用である。このうち小土地利用は、農地を農地として有効に利用することを目的とした農業内部の土地利用であり、中土地利用は、農地の利用目的の変更を伴う農業内部の土地利用である(たとえば通作条件や農作業条件などの不備の改善を目的として実施される農道や用排水路の整備、拡充、創設などが相当する)。また大土地利用は農業と他産業との間で生ずる土地利用である。

これらが相互に関連し合って、その地域の土地利用体系、すなわち「地域土地利用体系」を形成する。

#### (2) 土地利用の論理——小土地利用と大土地利用——

ところで、土地利用問題は、こうした地域土地利用体系の諸局面において発生する。そしてそれらは、本来、「在るべき土地利用の論理」が何らかの理由によって貫徹できなくなつたところに、その根源がある。したがって、我々は、まず「土地利用問題」とは何かを考える前に、「在るべき土地利用の論理」すなわち「規範的土地利用論」とは何かを考えておく必要がある。そこで、ここでは、その点を農業生产力の向上視点から考えておくことにする(なお、中土地利用は小土地利用に含まれると考え、割愛した)。

まず、小土地利用についてであるが、これは農業經營視点からみれば、農地利用を対象とするものであり、その土地利用主体は個別

農業経営（以後、「個別経営」とする）が一般となる。したがって、ここで考察すべき「在るべき小土地利用の論理」は基本的には個別経営における「在るべき農地利用の論理」ということになるだろう。それゆえ、それは私経済的性格の強いものになる。ところで、ここでいう個別経営における「合理的農地利用の論理」とは究極的には個別経営の経営目標である最高土地純収益（地代+企業利潤）の持続的確保を目的としたものであり、それは集約度論、経営規模論、それに地力均衡論の合理的結合の論理ということになる。そして、それは具体的には適正土地利用度（適正集約度）の実現、経営規模（ファームサイズ）の拡大、そして地力の維持回復を中心に達成されるものである（ただし、これは土地利用視点に限った場合である）。つまり個別経営は、その目標達成のために、まず所与の経営規模のもとで、それに対応する適正土地利用度を実現して、その経営規模における最高土地純収益を獲得し（集約度論）、ついで、そこで獲得した土地純収益以上の高い土地純収益を獲得するために経営規模の拡大をはかる（経営規模論）。こうした経営行動の継続の中で、収益追求は持続されるが、しかし、その持続性は、土地生産力としての地力の維持回復がその基底にあって、はじめて可能になることであり（地力均衡論）、これなくして最高土地純収益の持続的確保は追求できない。要するに個別経営における「合理的農地利用の論理」、就中、「在るべき小土地利用の論理」は適正土地利用度の実現と経営規模の拡大を中心とした収益追求の側面と、その基底要因としての地力の維持回復を図る側面、すなわち生産力追求の側面との合理的統一によって展開するものである（拙稿、前掲、「研究成 果」156号所収）。

一方大土地利用についていえば、これは、本来、国土という土地資源利用を対象としたものであり、その利用主体は国民全体である。したがって、国民経済的性格が強く、その利用にあたっては私益性（外部不経済の発生を招くような利潤追求型利用の性格）よりも公益性（外部不経済の発生を伴わない性格）が優先されることになる。すなわち大土地利用における代替的的土地利用の選択（たとえば農地は農地として利用すべきか、それとも他用途に利用すべきかといった選択）にあたっては、それが公益性の規準に合致した土地利用であることが望まれる。そして、そうすることが国民経済的立場からの土地資源の適正利用につながるのである。

このように「在るべき大土地利用の論理」は国土資源を適正に利用することであるが、その視点からすれば国土資源の一つである農地も、その例外ではありえない。したがって論理的には農地としてよりも他用途に供した方が適正利用になると考えられる場合も当然ありうる。しかし、一般的には農地として利用した方が適正利用になると考えられる農地であっても、その利用上の属性から、他利用より地代負担力が低くなる場合が多く、地代負担力の高い都市的土 地利用などの立地獲得競争においては、概して劣勢となり、ついに農地は一方的、かつ大量に転用、壊滅される危険性を有している。そして、こうした危険性はたとえ農業生産力が高く、したがって農業経営にとっては壊滅してはならないような優良農地であっても、その例外ではありえない。したがって、こうしたことから農地に限つていえば国土資源の適正利用は、農地を可能な限り保全することであり、優良農地の保全、就中、農地保全（ここでの農地保全は筆者の考え方によれば、狹義の農地保全ということになる）が、国土

資源の適正利用ということになる（拙稿「農地保全の論理と方法」農技研報告H、第54号所収）。

以上、述べてきたように「在るべき土地利用の論理」は、小土地利用については、「合理的農地利用の論理」であり、大土地利用については、「国土資源の適正利用の論理」となる。そして、そうした「在るべき土地利用の論理」が成立するための基本的条件は、前者においては適正土地利用度の実現、経営規模の拡大、そして地力の維持回復であり、後者においては農地保全の確立である。

### (3) 土地利用問題の発生

いま述べてきたように、現代の土地利用問題の発生は、理論と現実との乖離、すなわち「在るべき土地利用の論理」が容易に実現できなくなつたところに、その根源がある。そして、こうした土地利用問題の発生は、農業経営の正常な展開（小農経営から資本家経営への上向展開）にとっての必須条件である個別経営の生産力拡大を阻止するものであり、看過することのできない問題になつてきている。すなわち、本来、個別経営の生産力拡大の実現は原則的には小土地利用の領域の問題であり、そこでの合理的農地利用の達成によって可能となる。しかし、そうした合理的農地利用の達成は、農業生産の「場」があつて、はじめて実現できる。それゆえ、その達成のためには大土地利用の領域における農地保全の確立、すなわち農業生産の「場」の確保が不可欠になる。つまり正常な農業経営の展開にとって、その必要条件となる個別経営の生産力拡大を可能にするのは、小土地利用の論理と大土地利用の論理がそれぞれ実現されることである。したがつて、この二つの論理が容易に実現できない状況においては、個別経営の生産力拡大も期待できない。

ところで、この二つの論理、すなわち小土地利用の論理と大土地利用の論理を実現させる基本的条件は、すでに指摘したように、小土地利用の論理においては、適正土地利用度の実現、経営規模の拡大、地力の維持回復であり、大土地利用の論理においては、農地保全の確立である。したがつて個別経営の生産力拡大も、結局、この四つの基本的条件が実現されない限り、期待できないことになる。そこで、この各条件の実現をみると、その実現は、きわめて困難になつてきている。たとえば適正土地利用度の実現にしても、積極的に経営を行つてゐる個別経営では概して経営規模が不足し、過集約となるが、逆に他産業依存の強い経営では、むしろ経営規模が相対的に大きくなつて（農業労働力不足などから）、集約不足が進む。要するに適正利用度はほとんどの個別経営において実現されていないのである。また経営規模の拡大にしても、地価と地代との乖離、そして、その根底にある土地市場の不完全性などから、その実現は困難になつてゐる。さらに地力の維持回復にしても、短期的な収益追求に価値がある現実の農業経営においては、長期的に意味のある地力の維持回復は、なかなか顧みられないのが通例である。そして、農地保全の確立にしても、都市化、工業化が急速に進む中で、期待通りの農業生産の「場」の確保は、きわめて難しい状況になつてきている。

## 2. 土地利用問題の解決方向——土地利用秩序の確立——

(1) 土地利用秩序の確立

このように土地利用問題は「在るべき土地利用の論理」と実態との乖離の中で発生する。したがつて、土地利用問題を解決するためには、現実の土地利用実態を可能な限り「在るべき土地利用」の状

態に可及的に近づけることである。そして、そのためには土地利用秩序の確立が必要になる。

ところで、土地利用秩序は考え方の違いによって、種々存在し、絶対的なものはない。それゆえ、ここでは「農業生産力の向上」という視点（価値感）からみた土地利用秩序を考える。すなわち、ここでいう土地利用秩序とは「人間が使用価値形成のために農地に働きかける合理的な在り方」である。そして、その「合理的な在り方」とは、前述した「規範的土地利用論」すなわち適正土地利用度の実現、経営面積規模の拡大（適正土地利用度実現との関連で）、地力維持回復、そして農地保全の確立を具体的な内容とする。

## (2) 土地利用秩序確立の方法

一般に、土地利用秩序が何らかの理由によって、維持できなくなつた場合、換言すれば、自由な個別の土地利用が他の多くの個別的土地利用に対して、外部不経済を招来するようになつた場合、何らかの規制、誘導の計画的導入が必要になる。

ところで、従来、土地利用秩序は個別の自由な土地利用の中で確立されていた。したがつて、我々は土地利用秩序を特別意識する必要もなかつたし、また、それを特別に社会規範として設定する必要もなかつた。しかし、今日の土地利用状況は、優良農地の無秩序な転用、壊滅を考えるまでもなく、その秩序は多方面にわたつて崩壊し、混乱している。そこで、そうした崩壊と混乱を解消し、新たな土地利用秩序の確立が必要になる。

一般に、新たな土地利用秩序の確立方法には、規制と誘導の二つがある。規制は都市計画法や農振法のゾーニングなどに見られるような直接的土地利用秩序の確立方法であり、ハードな方法といえる。

これに對して誘導は税を軽減したり、補助金や奨励金を付与したりして、間接的に土地利用秩序を確立するソフトな方法である。

この考え方を地域土地利用秩序の確立に適応すれば、以下になる。すなわちハードな方法としては、地域内の土地利用に関する、一定の約束事をとりきめ、その義務を個々人に直接に課す方法であり、ソフトな方法としては、外部不経済を発生させないような土地利用行為に對して、一定の特典を与え、個々の行為を土地利用秩序確立の方向に誘導する方法である。

しかし、こうした規制と誘導もその根底に、その地域の土地を、どう利用し管理すべきか、といった地域内土地利用の基本方針があつて、はじめて有効に機能する。より具体的にいえば、その基本方針にもとづく「地域土地利用計画」の策定がなされ、それを実行する際に、はじめて規制と誘導が機能するのである。

このように土地利用秩序の確立を目指とした「地域土地利用計画」は、一定地域の土地利用内容や土地利用方向を何らかの意味で規制し、誘導することになり、私権の社会的規制を意味する。したがつて、その策定にあたつては、地域住民のための土地利用計画策定を心掛けなければならない。

## IV. 「土地利用問題解決地域」としての「村落」

### 1. 「土地利用問題解決地域」の意味とその条件

いまみてきたように土地利用問題を解決し、新たな土地利用秩序を確立するためには、一定地域を対象にした「地域土地利用計画」の策定と実行が必要になる。したがつて「土地利用問題解決地域」は、そうした「地域土地利用計画」が策定でき、かつ実行できる能力を有する特定の広がりということになる。

そこで、つぎに、そうした特定の広がりとしての「地域」が具備すべき条件をみると、以下になる（拙稿「土地の権利調整に関する試論」、「農村計画」10巻1号、昭和56年所収）

(A) 量的条件

a 土地単位（地理的空间の存在）  
b 意志決定単位（社会的空间の存在）  
c 経済距離単位（通作距離空間の存在）  
d 互恵システムを基本原理とする非市場組織の存在空間

(B) 質的条件

e 経営の永続性が担保される歴史的存在空間  
このうち、a～c（土地単位、意志決定単位、経済距離単位）は、すでに述べたように、一般的な意味での「問題解決地域」の条件であり、「土地利用問題解決地域」の条件としては、まだ不十分である。ここでは「土地利用問題地域」として具備すべき条件を、上述の三条件に、さらにつきの④、⑤の二条件を加えたものと考へる。  
④「互恵システム」を基本原理とする「非市場組織」の存在空間；わが国における農地市場の未発達と零細圃場分散の存在、さらには土地の非分割性、不可動性といった土地そのものがもつ属性は、個別経営の拡大再生産にとって不可欠な経営面積規模拡大が交換システムを基本とする市場の論理による市場組織ではきわめて困難であることを含意する。その意味で、市場の論理を介さない「互恵システム」を基本原理とする「非市場組織」の存在空間という条件が必要になる。

⑤経営の「永続性」が担保される歴史的存在空間；個別経営は絶えず質的・量的变化の歴史過程を辿りながら、その中で「永続性」を担保していく必要がある。つまり、土地は歴代の経営主が資本投

下を行い、その豊度を向上させてきたストック財産としての性格が強い。そのため、単に商品としての土地という意味だけでは割り切れない性格をもつのである。

ここでは、以上の五空間の合同をもって「土地利用問題解決地域」と考へる。そして、こうした条件を満足する「地域」が、当面「村落」と考へられるのである。

2. 村落がもつ計画策定可能性・実行可能性の活性化

ところで、「土地利用問題解決地域」としての「村落」を考える場合、そこで、問わなければならないのは、「村落」そのものに「地域土地利用計画」の策定可能性と実行可能性が存在するかどうかである。換言すれば、「村落」が「地域土地利用計画」の計画主体として、また実行主体として機能できるかどうか、ということである。そこでここでは、その点を考察し、本稿のまとめとする。

まず、計画主体（策定可能性）として機能できるかどうか、ということであるが、その点、村落はこうした機能をもっているといえる。具体的に集落は合意形成方式や「むら」自治機構等の存在によって自らの力で意志決定できる機能をもっているし、また、それにについての危険負担機能をももっている。こうした意味で「むら」は計画主体足りうる。しかし、具体的な計画策定技法（技術や制度などの利用方法）に関する機能については、潜在的にはあるにしても、当面、困難が多い。しかし、こうした技術的問題については、後述するように「行政参加方式」といった集落外の専門家集団の参加を得れば解決できる問題である。

一方、実行主体（実行可能性）としての機能であるが、土地利用

して合意するかにある。いいかえれば住民の意向を重視して、いかに合意形成をはかるかである。この合意形成の図れることが、土地利用計画を計画し実行していく場合の重要な条件になる。そして、その条件は、すでに合意形成方式として集落に具備されている。つまり「むら」は実行主体足りうるのである。

ところで、従来の農村計画の在り方は計画主体の在り方によって、概略つぎの四つに類型区分できる。(1)住民主体方式、(2)住民参加方式、(3)行政主体方式、(4)住民・行政主体方式。

この四類型のうち、集落を主体とした理想的な農村計画の在り方は、集落住民が計画主体になる(1)の住民主体方式であろう。しかし、当面、こうした方式の確立には解決すべき問題がある。その第一は、すでに指摘したように、理論的には集落は計画主体としての機能を備えている。しかし、現実には、集落主体、就中、集落の住民主体それ自身に、土地利用計画に対する計画力量、とりわけ計画策定技法（技術、制度）に関する力量がそれほど備わっていないことである。この点を回避するためには「住民主体方式」を基礎に置きながら、計画策定技法には一日の長のある行政が何らかの形で参加し、援助する方式を考えるべきであろう。また第二は、集落を主体にして土地利用計画を考える場合、それ独自で完結するというよりも、むしろ上位計画との関連の中で完結する場合が多い。それゆえ、上位計画との整合性が必要になる。しかし、既存の土地利用計画においては、この整合性のゆえに、下位計画は上位計画に規制され、主体性が発揮できなくなっている場合が多い。したがって、そうした欠点を防ぐためには、既存の上位計画の在り方、すなわち上位計画が下位計画を強く拘束して、下位計画の選択幅を狭めるとといつ

た「下位計画規制方式」ではなくして、むしろ下位計画を可能な限り活用して、上位計画は全体を調整する性格のものにするといった方式、つまり集落が策定した下位計画を市町村計画に積み上げて、上位計画は、そこでの翻訳を調整するといった「積み上げ調整方式」が望ましい。こうしたことから、筆者は集落を主体にする土地利用計画の在り方としては、つぎの二つが具備されるべき要件だと考えられる。それは、第一に、従来の土地利用計画のように住民が行政主体の計画策定に、ただ参加するのではなくして、むしろその逆にすべきだということである。すなわち「住民主体・行政参加方式」の提倡である。そして第二に、たとえ集落を越えた市町村計画のような性格のものであっても、まず集落主体による集落計画をそれぞれの集落で策定して、それを積み上げ、そして調整し、市町村計画にするといった「積み上げ調整方式」を考えることである。

以上から、筆者は集落を主体とする土地利用計画の在り方としては「住民主体・行政参加積み上げ調整方式」を、今後考えていくことを提唱する。（拙稿「集落主体の農村計画」、「農村計画学会誌」2巻2号所収）。このことによって、土地利用問題の解決、就中、土地利用秩序の確立は可能になると考える。

吉沢会員の司会のもとに討論がなされた。まず、報告から補足がされ、

高橋正郎 「高山氏の報告は宿題委員会の論点のはほとんどすべてによぶが、本日、ふれられないことが一つある。それは土地利用秩序が私的所有である自作農的土地所有によって確立できなくなつて

いる現状をどう考えたらよいのか、ということである。所有がアーサ・ヤングの言う魔力をもたなくなつたというのが現状であろう。そして、農地改革は地主的土地位所有を自作農的土地位所有へ変化させたが、それは所有権によって所有権を否定したのであって、今日の土地利用秩序が混乱している原因はそのときに用意されたのではない。要するに所有権を利用権によって否定したのでなかつたところに今日の問題が生れたとすれば、それは農地改革のあり方にさかのぼりうるのではないか、ということがあつた。

本日の両氏の報告を敷衍すると、個別の自作農的土地位所有だけでは今日の理想的な土地利用秩序を確立することができない。そこで、土地は、高山氏が言うように、本来、私的なものと社会的・公共的性格をもつので、つねになんらかの形で利用秩序を設けておかなければなるまい。そして、それを秩序づける力がかつては村落にあつたのだが、次第に国民経済あるいは資本の側のイニシヤチブや論理へ移行してきた。とくに、大土地利用に関してそうである。ところが、今日、生態系の破壊などの面から批判され、生態系にもとづくなんらかの別の面からの秩序づけをする必要性が各方面から主張されてくる。つまり、私的所有に対する公的規制の主体や論理が村落から資本へ移り、資本によって律しきれなくなつて生態系の問題が登場し、新しい秩序が求められてくるのではないか。これが大土地利用についてである。

小土地利用については、辻氏の報告にあるように、私的所有だけでは十分でなく、なんらかの集団的な利用秩序が必要とされてきたと、論点として出てきた。

東 「高山報告は土地の最適利用と生存権の二つの柱を出してい

る。これらの暗黙の前提として国家の枠を考えてよいのか」

高山 「商品は移動するが、土地については一国に限定せざるを考えないと考える。農産物市場という形での最適配分のメカニズムは世界的規模で考えなければならないし、そのように結びついているのではないか。・・・資本の運動法則のもとにある一国の領土を考えている」

司会 「農産物の自由化と今の見解とはどうかわかるのか」

高山 「NIRAのそれ——農産物の自由化——は基本的には国内市場、つまり、食管制の問題である」

高橋正郎 「辻氏にうかがうが、小土地利用において規範的利用秩序が必ずしも実現されていない現状、そこにギャップがあり、それが土地利用問題の発生ということである。ここではそうしたギャップが発生した理由を少し追究しなければならない。一つは農業經營主体の変質が非常に大きい。もう一つは規模の零細性、そのために良いとわかっていること、例えば田畠輪換が実現できない。あるいは経営が変質して土地利用者としての機能を失なつた土地所有者が多く出現しても、現在の市場メカニズムはこれを排除できないといふ事情があつて、一方での規模拡大ができない。したがつて個別の利用権をこえた地域的な集団的な利用権をつくるなければならない」という論理構成になっているようである。

その意味で小土地利用において規範的土地位利用秩序ができるないということを、どう考えるのか。

辻 「基本的には二つある。一つは経営の論理そのものから出てくる。収益追求は第一義的な目標であつて、そこから市場への対応ということになる。それは経営規模とシェアの拡大になり、おそら

く、ゴールなき経営規模の拡大になるであろう。この意味で、土地が無限でないため、いずれ突きあたる問題である。そして収益追求は

単一化、単作化などの経営内部の問題を生む。もう一つは資本の論理の貫徹から生れる問題で、地価の高騰、それが規模拡大におよぶこと、あるいは経営主体がおかしくなることがある。」

高橋正郎 「収益性の論理は、ほっておいても合理的な土地利用秩序をつくりださないものか」

辻 「それは場合による。大量生産、大量出荷のもとでは、おそらく収益性の論理がそれを可能にするであろう。しかし、そうでないと流通過程において正当な価値実現が可能でないという状況ではどこかに偏倚したかたちになる。したがって消費者サイドがもつとちがった対応をしたら、生産者サイドがおそらくちがつた対応が可能・・・問題解決につながるかも知れない。」

高山 「個別経営の限界性そのものが自作農的土地位所有の優位によって戦後の農業構造に形成されてくる。所有の優位から利用あるいは経営の優位へ向うのが経済あるいは経営の合理性ではないか。そのとき、なぜか経済合理的な商品生産の論理が土地利用秩序、經營の規模拡大という形に展開しにくい条件、それこそが一面では集団的あるいは地域的な土地利用をクローズアップさせてくる。政策からも、經營拡大をのぞむ個別経営の側からも、それが出てくる。なぜ、商品生産の論理によって土地の経営規模の拡大ができないのか。・・・資本論理が・・・（日本の）土地について貫徹しないのは、なぜか。そして、経営規模の拡大を行なうとき、どうしても集団的、地域的な方向へむかうと辻氏は言う。そして、これが出发点である、とする。・・・日本では、例えば西ドイツなどどちらがって、

どうしてこうなるのか。そのときに、なぜ地域や集落ができるのか」

辻

「土地については地域や集落がかかわってくる。」

高橋正郎 「ある条件を設定して、長期にわたっていろいろな競争制約的因素をなくしたら借地あるいは賣買によって一定の集積が可能になるであろう。これは仮空のそれで・・・しかし、日本社会における集団主義は集団的な土地利用の基礎にある。NIRAのモデルは競争原理に依っており、近隣間の競争をかり、そこから規模拡大をはかるという。・・・しかし、この原理を農村に導入するのには困難であつて、むしろ近隣協調、地域間競争の原理がこれから農村社会の新しい秩序づけをするために有効であるのでは、と考えている。・・・どのレベルでは日本の集団主義があり、このようない伝統を基礎にした農村変革論を・・・」

辻 「・・・農民層分解をみると個別原因でみることも一つであるが、村落とか集落が農民層分解にどういう役割を演じていたのか。それが大いに解明されなければならないのではないか。ある意味での集落分解論はデータから言えないこともない。そして、集落内分解がそれほどでもないというケースもある」

高橋正郎 「集落内でどんどん規模拡大をはかるのは、その集落

内の一種の異端者とされるのではないか。日本の集団主義はそれを排除すべきなのか」

司会

「社会学の方から・・・」

高橋正郎 「農家がなぜ零細な土地所有にこだわるのかという問題である」

東

「個々の家が個別的土地所有にものすごく執着するというこ

とが前提になっていて、集団的なものが形成されている・・・一概に言い切れない複雑さがあるのでないか。」

司会 「ムラには争の原理と和の原理があるので調整がうまくゆかない・・・」

高橋正郎 「・・・強力な個別性があるので調整がうまくゆかない・・・」

黒崎 「・・・長野県でも北海道でも、集落内では個々の家がはげしい競争をしている。その時の競争のルールやモデルは集落ごとにあるのではないか。これは北海道の六〇年（昭和三五年）以降の農村にみられることであって、町村の宮農計画が確立していく、それから逸脱しそうな個別経営がどんどん排除されていった・・・例えばある農協の理事が町村の標準からズレ落ちたものは“生活保護”を受ければよいではないか、といった調子であった・・・だから規範や標準に依拠しての競争はきわめてはげしい。しかし、規範からはずれた競争はみとめられないといったことではないのか。」

辻 「府県においては分散錯闘制が意味をもつのではないか。（北海道のような）農場制であれば分解はもとと進むと思うが、府県においては耕地の存在形態が大きな意味をもつのではないか。」 東 「辻氏の農業生産力の向上の論において経済単位と価格とが問題になると思うが、価格をどう考えるのか。」

辻 「一口に言えば、予件とするということ。」

東 「高橋正郎氏の説には公共措置ということがあるが・・・」

高橋正郎 「それは国民的合意の範囲内においてといふことが前提になる」

司会 「いまの問題に関連して・・・」

高橋正郎 「もう一つの論点は政策的な村落を介しての秩序づけ

ということだが、これは「土地をめぐる村落と農政」という共通課題に関連している。そして、かつて村落が公共的な土地利用の秩序づけの機能をもっていたことについてある程度の合意がある。しかし、村落の構成員にとって非常に身近な公共的な秩序があつたのではないか。・・・現在は身近な秩序づけがそれほど機能しなくなつてきてている。その代りに国の政策という形で大きな迂回をした秩序づけが要請されてきた。そうなつてきた時、身近な秩序づけと新しい秩序づけとの間に大きなギャップが生れる。これをどう理解したらよいか」

辻 「・・・政策や公権力を集落なり市町村なりがうまくそしやくしたらよいと思う。かつて村落自体にはそういう活力があった。・・・伝統的秩序づけが十分に機能していたときは、農業が基幹産業であった。しかし、現在、村落をとりまく状況が変っている。例えば労働市場が非常に（大きな）展開をしている。そこで土地と農業を無理に結びつけなくとも、農家所得の相当な部分を確保することができる。私経済の論理からすれば耕作放棄をしてもといふことになつてしまふ。そこで国土資源の保全の見地からは、政策的あるいは公権力のにはいがしてもある程度の規制がどうしても必要であるということになる」

高山 「農家はある程度土地をきれいにして保全しておきたいと考えている。それ故労働市場への接近のしやすさが現在の小作料を規定している。とすれば、労働市場が土地持ち労働者の生活を安定的に再生産させる程度あるいは可能性が土地の流動性を規定することになる。そこで集落ではなくて市町村や農協が利用権設定という形で媒介して耕作の受委託を行なっている。このような場合にどう

しても集落が介入しなければならないのか」

辻 「・・・市町村単位というのは大きすぎる。少なくとも当面

はそうではないか。つまり、この問題に役立つる既存の組織とはなにか。ムラの人びとが費用やエネルギーをあまり注ぐことなしに有用な既存の組織とはなにか、と言うことである。この条件にかなうのは村落ではないかと考えている。それから高山氏のあげた例、東海地方の場合についてであるが、そこでは地価の上昇が大きな意味をもつ。所有しているだけでも十分意味をもつとなれば、そこでの小作料が低いのは当然であろう。」

高山 「そのとおりで、土地利用の多様性から規定される地価の上昇とその土地利用の一つである農業生産による収益性、両者のかい離が問題である。・・・この乖離が乖離として広がって行けば、農業内部での収益換算にもとづく小作料の形成と土地流動ということが一つの道すじとしては想定できるかもしれない。・・・しかし、村落をなぜ問題にしなければならないのか」

司会 「辻氏の報告から、そのことについて二つの点が重要である。一つは互恵主義を基本原理とする非市場組織という問題。もう一つは経営の永続性が担保される歴史的生存空間ということ。これらは從来の村落論からてきたと思うが、これは高山氏の問への辻氏の解答になつてゐるのではないか」

この後にも討論がつづけられたが、要約すれば、以上のように思ふ。

(文責、事務局)

## 委員会報告

### 八五年度第三回運営委員会

表記の運営委員会は一九八五年二月一六日、中央大学会館において開かれた。審議された事項は左記の通りである。

#### 一、学術会議議員の推薦人について

社会学 島崎 稔会員  
経済史学 安孫子 麟会員

次回には農業経済学の方向で努力する。

二、編集委員会より  
本年度年報は二五〇頁くらいとし別刷はなし、執筆者は自由報告について写しを三部、課題報告について写しを二部、編集委員会へ送付すること。  
△切厳守。

#### 三、八五年度大会事務局より

大会事務局の愛知大学渡辺会員より会場として

雇用促進事業団 「三河ハイツ」  
444-01 愛知県額田郡幸田町遠望

電話 ○五六四六一一一七五一

日程は日本社会学会との関係でとりきめることとし、大会事務局に一任することになった。

なお、当日、柿崎会員より「第六回世界農村会議」の報告があつ

た。昭和五九年一二月一五日、一七日と二一日にわたりてマニラ市フィリピン国際会議場でのこの会議は、主として東南アジアなどの発展途上国の農業開発計画を中心討論され、参加者は延三五〇人、約五〇か国におよんだという。

#### 運営委員会・宿題委員会合同委員会

一、共通課題と研究会の開催予定について、種々審議の結果、三月一六日に宿題委員会を開き、そこで決定することとした。

兩委員会への出席者は左の通りである。

高山隆三、松田苑子、渡辺正、皆川勇一、柄沢幸雄、柿崎京一、高橋正郎、長谷川明彦、高橋明善、島崎稔、事務局。

#### 第一回宿題委員会

表記の委員会は一九八五年三月一六日、中央大学会館で開かれた。

審議された事項は左の通りである。

一、第一回研究会を四月一三日（土）中央大学会館にて開く。報告者は高山隆三会員と辻雅雄氏（農水省農業研究センター）におねがいする。

二、関東地区研究会を五月一八日か五月二五日に行い、川本彰会員に報告をおねがいしてみる。

三、七月一三日（土）に第三回研究会を行うことを予定し、地区研究会と第二回研究会との中間に特別研究会をもつことを予定とする。

本委員会への出席者は、左の通りである。

高山隆三、高橋正郎、吉沢四郎、長谷川昭彦、柄沢行雄、事務局。

#### 大会事務局よりの御案内

四月一三日第一回研究会終了後、大会事務局渡辺正会員より、本年度大会は、

昭和六〇年一〇月三一日（木）と一一月一日（金）とする。なお、遠方の会員の便宜のため、一〇月三〇日から宿泊できるようにするとの報告があり、了承された。

#### 運営委員会・宿題委員会合同委員会

表記の委員会は昭和六〇年五月一八日（土）関東地区研究会終了後に開かれた。これは緊急を要し、重要な事項である。

一、本年度報告者公募の件

共通課題「土地と村落——土地利用秩序と村落の土地管理機能」と自由課題についてである。

〆切 昭和六〇年七月一二日（土）

宛先 390 松本市旭三一一一

信州大学人文学部社会学研究室

村落社会研究会 事務局

二、第三回研究会の件  
日時 昭和六〇年七月二〇日（土）一三時三〇分

場所 中央大学会館（国電お茶の水駅下車書店「丸善」左を下る）

本委員会への出席者は次のとおりである。

安原 茂、長谷川昭彦、吉沢四郎、島崎 稔、高橋明善、松田苑子、杉岡直人、事務局。

## ▲会員動向▼

### 一、退会員 民秋 言

池端晋吾 神戸大学大学院 651 神戸市中央区坂口通四一一一八

山和荘 A号 皿〇七八(二二二)四七六九  
大和田正広 茨城高等学校 313 常陸太田市寺町五五九

中山 観 宇都宮大学大学院 328 栃木市片柳町五一九一  
皿〇二八一(二三)二〇八七

岡本圭嗣 明治大学大学院 352 埼玉県新座市栗原五一一三一二三

皿〇四二四(二三)三一六六

重岡 徹 明治大学大学院 214 川崎市多摩区音九二九一一ハイ

ツ第一天平二〇八 皿〇四四(九四四)四九二二

### 三、住所・所属などの変更

泉 幽香 国立民族学博物館 565 吹田市千里万博記念公園 国立

民族学博物館内

大久保 武 306-06 岩井市岩井五〇九一一五八  
615 京都市西京区川島粟田町一もえぎ荘一三号

勝又 猛 泉市黒松二丁目一八一二二

工藤清光 農業研究センター 305 茨城県筑波郡谷田部町松代五丁

日五一八棟二〇一号 皿〇二九八(五五)〇八三五  
坂本喜久雄 鹿屋体育大学 891 鹿屋市白水一  
皿〇九九四四(六)四一一

佐藤康行 新潟大学人文系 950 新潟市上所一一〇一

新大独身宿舎四〇八号

堤 マサエ 400 甲府市北新一一二一

皿〇五五二(五二)五〇八二

鳥越皓之 662 西宮市仁川町六一一二一一八  
皿〇七九八(五二)八六六一

橋本和幸 金沢大学文学部 921 金沢市平和町三丁目一七番一四号  
平和宿舍C五八一三一 皿〇七六一(四四)四二〇一

藤井 勝 658 神戸市東灘区住吉町雨ノ神八九 八木ハイツ二三号  
星 永俊 444 岡崎市明大寺町坂下一一二二八明大寺住宅四棟一  
〇号 皿〇五六四(五三)四九〇八

牧野由朗 441-33 豊橋市富士見台二丁目三四番の四

松村和則 筑波大学体育科学系 305 筑波郡谷田部町松代五丁目五  
二三棟一〇一号

三浦俊二 東北福祉大学 980 仙台市宮町一の一の三五高石マンシ  
ヨン三〇一

森河興三 731-43 広島県安芸郡坂町一一二

谷口 肇 194 町田市南成瀬三一一四サンホワイトM二一一一

五 山本博史 202 保谷市下保谷三一〇一

四〇四二四 (二三) 五九八二

横山 敏 983 仙台市宮城野二丁目一一〇

守屋孝彦 310 水戸市見川二一八五一二見川マンションA一〇四号

四〇二九二 (四三) 七三四六

川口 諦 兵庫教育大学学校教育部 673-14 兵庫県加東郡社町山国

二〇〇六一四八一六四一 四〇七九五四 (二) 四七〇四

飯 光夫 133 江戸川区此小岩二一四一一一四一四

出井善次 241 横浜市旭区今宿町二四一〇一一五

四〇四五 (九五四) 一三五七

橋本和孝 177 練馬区関町南四一九一二〇一四〇四

四〇三 (九一八) 七五三六

谷口浩司 520-25 滋賀県志賀町八屋戸一九七九

四〇七七五 (九二) 一五五九

坂井達朗 167 東京都杉並区桃井三一三一一〇

○○○○○○○  
最も重要なことですのでくりかえします！

一、本年度報告者公募の件

共通課題「土地と村落——土地利用秩序と村落の土地管理機能」と自由課題についてである。

〆切 昭和六〇年七月一三日(土)

宛先 390 松本市旭三一一一

信州大学人文学部社会学研究室  
村落社会研究会 事務局

二、大会事務局より

大会事務局の愛知大学渡辺会員より会場として  
「三河ハイツ」

雇用促進事業団 「愛知県額田郡幸田町遠望

444-01 電話 ○五六四六一一一七五

日時 昭和六〇年一〇月三一日(木)と一月一日(金)の両日

三、第三回研究会の件

第一回・第二回の研究会を総括するもので

日時 昭和六〇年七月二〇日(土)一三時三〇分

場所 中央大学会館(国電お茶の水駅下車書店「丸善」左を下る)